

現 場 説 明 書

- 1 工事名称 坂戸市立住吉中学校トイレ改修工事
- 2 発注者 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号
坂戸市 坂戸市長 石川 清
- 3 工事場所 埼玉県坂戸市大字塚越114番地の1
- 4 工事概要
 - 1) 校舎トイレ改修工事 一式
 - ・西棟 生徒用男女トイレ（1～4階）
 - ・管理棟 倉庫（1階）
 - ・管理棟 職員用男女トイレ（2階）
 - ・管理棟 生徒用男女トイレ（3～4階）
 - ・東棟 バリアフリースイートイレ、みんなのトイレ（1階）
 - ・東棟 生徒用トイレ（2～3階）
 - ・東棟 倉庫（4階）
 - 2) 電気設備改修工事 一式
 - 3) 機械設備改修工事 一式
 - 4) その他上記に関連する改修工事 一式
- 5 設計図書
 - 1) 現場説明書（3頁）
 - 2) 工事仕様書（89頁：表紙含む）
 - 3) 設計図面（77枚：表紙含む）

※工事仕様書に記載の数量等は参考数量であるので、現場説明書並びに設計図面を基に各社独自に数量等を算出すること。
- 6 工 期 本契約締結日から令和9年2月5日まで
- 7 配置技術者の専任義務及び現場代理人の常駐義務を緩和する期間
本契約締結日から現場施工に着手するまでの期間（仮設事務所の設置、資機材等の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- 8 連絡事項
 - 1) 工事施工に関して施設利用者（生徒、教員等）及び作業員への安全管理はもとより、近隣住戸等への振動、騒音、粉塵についても十分配慮し作業を行うこと。
 - 2) 工事着工にあたり、近隣住民及び施設利用者に対して工事内容等について周知するとともに工程管理について万全を期すこと。
 - 3) 本契約締結後直ちに市並びに学校管理者と仮設計画及び工程計画等についての打合せを実施すること。特に仮設計画については、施設利

- 用者（生徒、教員等）の通行を考慮した安全なものとし、仮囲い下部等の隙間を無くすよう検討すること。
- 4) 重機回送及び資材搬入など工事関係車両の入退場については、登下校時を極力避け、生徒等学校関係者の安全確保のため、適宜、工事用出入口等に交通誘導員等を配置すること。
 - 5) 敷地周囲の道路については通学路となっていることから、工事車両通行の際には十分注意すること。
 - 6) 資材については常に整理整頓し、危険防止に努め適正に管理すること。
 - 7) 各種提出書類については、市指定の様式を使用すること。
 - 8) 各種使用材料については資材・製造所等選定報告書により、監督員が承諾したものを使用すること。
 - 9) 建設機械の選定については、排出ガス対策型及び低騒音・低振動型を使用するよう努めること。
 - 10) 揮発性物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン、可塑材等）の放散による室内環境等の悪化を低減するため、原則として、合板材、接着材、塗料についてはノンホルム製品を使用するなど、その他の材料についても揮発性物質の含有しない材料を選定使用すること。
 - 11) 本工事は通常使用中の学校における工事となることから、解体工事並びに揚重作業等、騒音、振動及び粉塵の発生する作業、停電、断水を伴う作業、校舎内での石綿含有建材の撤去作業については、学校運営の支障とならないようにすること。
 - 12) 給食搬入車両の通行及び搬入を妨げることをないようにすること。
その他、学校関係車両・緊急車両の通行に支障のないよう配慮すること。
 - 13) 工事着手は市並びに学校管理者と協議のうえ、学校運営の支障とならないよう実施すること。
 - 14) 三者面談、試験日、入学式、始業式及び終業式等の行事实施日は騒音、振動の発生する作業は原則禁止とし、その他の行事等についても学校管理者と協議を行うこと。
 - 15) 工期については、令和9年2月5日までであるが、工期内に完成検査が受けられるよう工程管理について万全を期すこと。
 - 16) 夏季休業期間は7月18日から8月26日までである。また、冬季休業期間は12月25日から令和9年1月6日までである。

- 17) 給水管の改修に伴う本工事以外の部分の断水期間は最小限とし、学校運営に支障のないよう進めること。
- 18) 西棟系統、管理棟系統、東棟系統の順で工事を実施すること。
- 19) 西棟系統の工事は8月21日までに完了させ検査を受け、8月22日から通常使用できる状態とし、部分使用することへの協議を行うこと。
- 20) 管理棟系統の工事は、7月18日以降とすること。また、東棟系統の工事は、8月1日以降とすること。撤去における音が出る作業については、夏季休業期間中に実施するよう努めること。
- 21) 管理棟2階職員玄関は、8月27日から学校関係者等が通行可能な状態とすること。また、2学期に作業する場合は、学校運営の支障とならないよう学校管理者と協議すること。
- 22) 工事材料の検査は、原則、使用する材料全部を対象とする。ただし、複数回搬入する材料については、監督員と協議すること。
- 23) 建設副産物適正処理推進要綱に準拠した建設副産物の処理を行い、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定建設資材の分別解体等の実施、並びに特定建設資材廃棄物の再資源化を実施するとともに、必要に応じて関係行政庁への届出等を行うこと。また、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、再生資源利用（促進）計画書（実施書）を作成し、併せて工事登録証明書（建設副産物情報交換システム）を提出すること。
- 24) 各種建設廃材については、関係法令に基づき適正に処理すること。
- 25) 本市では「環境方針」を定めていて、事業者においても環境に配慮した行動をお願いしており、これにより「公共工事等に係る環境配慮について」（受注者あて別途通知します。）を確認のうえ、公共工事等に係る環境配慮事項確認書の提出すること。また、下請負業者並びに作業員等工事関係者についても上記事項の周知を徹底し、環境に配慮した工事施工となるよう努めること。
- 26) 疫病・災害等、社会情勢の変化により学校行事、休業期間等が変更となった場合には、学校運営に支障の少ない工法・工程の検討について協力するとともに、工事の完成に向け柔軟な対応に努めること。